



2018年 12月10日
第65号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申1号

「第23回地本大会の発言に基づく申し入れ」交渉行おう！①

地本は、7月8日～9日に開催した第23回定期大会での大会代議員からの発言に基づいた申1号（7項目）を8月10日に会社に申し入れました。

12月6日、申1号の団体交渉を行い7項目の全ての交渉を行い終了しました。

1、JR東労組組合員に対する「昇進、昇格、各種試験、転動」等に関わる不利益扱いの言動やパワーハラスメントの実態が数多くあることから差別や不利益扱いをしないこと。

回答) 会社は社員の任用にあたり、就業規則に則り、公正に行っている。
従来より、組合加入の有無、所属組合で差別したことはない。

会社) (不当労働行為・パワハラは) これまでも、これからもない。あってはならないこと。

組合) 10月19日付で人事部長名から発出された「管理者のみなさんへ」については
管理者に周知・徹底されているのか。

会社) 現場長を含めた全管理者に周知・徹底している。

組合) 職場において、不当労働行為と評価されるような事実が発生している。
会社として組合が示した事実を把握しているか。

会社) 組合から、今回明らかにされた個別ものは把握していない。

コンプライアンス上抵触したものは、企業が社会的責任において守らなければならない。個別の具体的事実に対しては、事実に基づいて個別に対応する。

確認

(不当労働行為・パワハラは) あってはならないこと。
指摘された個別の内容については、事実に基づいて個別に対応する。

**不当労働行為・パワハラが発生したら！
分会・支部・地本に
報告・連絡・相談しよう！**